

「加古川市障がい者基本計画、第7期加古川市障害福祉計画、第3期加古川市障害児福祉計画(素案)」
に係るパブリックコメント実施結果

資料2

No.	該当箇所	頁	修正の有無	内容	市の考え方
第2章 基本計画					
(1)地域づくりの推進					
1	①障害や障がいのある人に対する理解の促進	10	有	「障害や障がいのある人に対する理解の促進」において、手話がその他のコミュニケーション手段の一つとして記載されていますが、手話については言語であることの理解もまだまだ進んでいないと思います。手話が言語であることの理解を促進することも記載する必要があると思います。	障害や障がいのある人に対する理解の促進のためには、手話が言語であることの理解を促進することも重要であることから、「取組とその内容〇多様なコミュニケーションについての理解の促進」の冒頭に下記の内容を追加いたします。 ≪追加≫ 手話が言語であることの理解の促進に努めるとともに、障害の特性に応じたコミュニケーションについての理解を促進するため、手話や要約筆記、コミュニケーションボードの利用その他の音声言語以外による障害の特性に応じた多様なコミュニケーションについて周知を図ります。
2	②地域福祉活動の促進	11	有	地域福祉活動の推進の3つ目の■の「市民アンケート結果では、約5%の人が外出時にボランティアなどを利用している」とありますが、5%を少ないとみているのか、意味が分かりにくいです。これは市民アンケートの問23の回答結果だと思われそうですが、なぜこの項目を取り上げたのか疑問です。取り上げるなら、問17、問25、問48の回答結果の方が良いのではないのでしょうか。	問23の結果を用いている理由としましては、すでにボランティアなどの支援を受けている人が、今後も同じ支援を受けられるよう施策に取り組む必要があるとの考えから、実際にボランティアなどの支援を受けていることがわかる資料として取り上げております。 しかし、ご指摘のとおり、「現状と課題」をわかりやすく示すため、下記のとおり修正いたします。 ≪修正前≫ ■市民アンケート結果では、約5%の人が外出時にボランティアなどを利用していることがわかります。 ≪修正後≫ ■市民アンケート結果では、5.2%の人が外出時にボランティアなどを利用していることがわかります。また、21.8%の人が、地域で生活するために、外出に関する支援があればよいと回答している一方、6.6%の人が外出する際に介助者が確保できずに困ると回答しています。
3	②地域福祉活動の促進	11	無	2つ目の〇ボランティア活動への支援について、前回計画はウェルビーポイント制度の活用を入れていましたが、現状はどうなっているのでしょうか。ボランティアポイントとして活用されているなら、その実績や課題を入れるべきだと思いますし、活用されていないなら、今後の方向性を示していただきたいです。	障害福祉施策に関するボランティア支援について、現在のところウェルビーポイント制度は活用できておりません。本市が実施する障害福祉制度において、ボランティアなどを募集する事業はなく、ウェルビーポイント制度の対象となる事業がないのが現状です。 今後、対象となる事業を実施する際には、ウェルビーポイント制度の活用について検討してまいります。

「加古川市障がい者基本計画、第7期加古川市障害福祉計画、第3期加古川市障害児福祉計画(素案)」
に係るパブリックコメント実施結果

資料2

No.	該当箇所	頁	修正の有無	内容	市の考え方
第2章 基本計画					
(1)地域づくりの推進					
4	②地域福祉活動の促進	11	有	地域福祉活動の促進はボランティアに限るものではないように思います。地域福祉計画の「地域福祉活動に関する人・基盤づくり」の中から何か入れるべきものを探せないでしょうか。(例えば、地域住民の地域福祉活動に対する活動が高まるような仕組みづくりや、福祉意識の醸成と福祉教育の促進など)	ご指摘のとおり、地域福祉活動の促進はボランティアに限るものではなく、関連計画である「地域福祉計画」を踏まえ、下記の【施策】を追加します。 <<追加>> ○子どものころからの福祉意識の醸成 学校での福祉学習などにおいて、児童・生徒が障がいのある人との交流や疑似体験を行うなど、子どものころから福祉意識の醸成を図ります。
5	③つながりの強化	12	有	【現状と課題】の中に、事業者アンケート問10「他のサービス事業所との連携」「医療機関との連携」や問22の回答結果を入れるのはどうでしょうか。	ご意見のとおり、事業者アンケート結果からは、つながりの強化を望む声が寄せられていますので、【現状と課題】について、下記の内容を追加いたします。 <<追加>> ■事業者アンケート結果では、事業を運営する上で、18.0%の事業者が「他のサービス事業所との連携」が、また、10.0%の事業者が「医療機関との連携」が課題であると回答しています。また、行政に望むこととして、23.0%の事業者が「支援困難者への対応」と回答しています。
(2)地域生活の充実					
6	①相談支援の充実	14	無	障がいのある人が、自分らしく安心して暮らすためには、本人のみならず、本人の生活を支えている者への支援が重要である。主たる収入を支える親や負担を強いられる可能性のあるきょうだい児など、周りの人達も自分らしく生きる権利があり、支援を必要としている。 国でも議論されている内容であり、加古川市の基本計画においても、障がいのある人だけでなく、支えている家族等に対する支援が重要であることも明記し、具体的な施策へつながるようにしてほしい。	第2章障がい者基本計画(2)地域生活の充実(13ページ)及び(2)地域生活の充実①相談支援の充実(14ページ)において、障がい者の家族支援を含めた、相談支援体制の充実を取組施策としております。 相談支援を充実させることにより、家庭内のサポート体制の強化を図り、また、支援を必要とする家庭の実態把握に努め、障害福祉サービス等に関する情報提供を実施するなどにより、必要な支援に繋げてまいります。

「加古川市障がい者基本計画、第7期加古川市障害福祉計画、第3期加古川市障害児福祉計画(素案)」
に係るパブリックコメント実施結果

資料2

No.	該当箇所	頁	修正の有無	内容	市の考え方
第2章 基本計画					
(2)地域生活の充実					
7	①相談支援の充実	14	無	<p>基幹相談支援センターが知られていないということは、基幹相談支援センターの役割が生かせていないことになってはいないか。</p> <p>市民アンケートでは相談する相手に家族が多く専門員の割合が少ない。それによって福祉サービスの内容、基幹相談支援センターの存在などわからないことが多くなってしまっているのではないか。ケアラーへの支援も必要である中、実態把握が出来ない状況になってしまっている。早急に基幹相談支援センター、相談支援専門員の役割を周知し、相談しやすくしてほしい。</p>	<p>基幹相談支援センターの周知については、障がい者の総合窓口として広報かこがわに毎月問合せ先を掲載するとともに、障がい者支援課窓口で同センターのパンフレット配布を行っているほか、加古川市社会福祉協議会が発行する社協だよりにおいても定期的に特集ページを掲載しております。</p> <p>今後広報紙やホームページ等を活用した周知を図ってまいります。</p> <p>また、相談支援専門員については、障害福祉サービス等を利用する際は、相談支援事業者と利用者間で契約を締結し、サービスの利用調整等について、相談をしていただいております。今後もサービス利用に関する窓口や電話での問い合わせがあった場合は、引き続き、相談支援専門員の役割について、丁寧な説明に努めてまいります。</p>
8	①相談支援の充実	14	無	<p>医療的ケアを受けている中でヘルパーが可能である吸引、経管栄養(注入)がある。事業所アンケートの中に依頼に対して提供不可の理由に定員オーバー、スタッフ不足があるが、医療的ケアが提供できる体制ではないこともあった。現在は医療的ケアの研修費は事業所の負担となっている。近隣の市では研修費の補助金が出ていると聞く。市内で研修が受けられるところが出来た中、施策の事業所参入を促すなかで補助できるようにし事業所負担を少しでも減らせないか。</p>	<p>医療的ケアサービスを提供する事業所参入を促す取組として、備品購入費等、施設の整備費に対し、市単独事業として補助を実施することで、事業所の負担軽減を図っています。研修費の補助等、事業所の負担軽減のための施策については、今後の事業実施にあたっての参考とさせていただきます。</p>
9	①相談支援の充実	14	有	<p>○本人の意向に沿った相談支援の充実の中で、計画相談においては、PDCAサイクルのCであるモニタリングの充実も大切ですが、当初の計画を作成する段階のアセスメントがとても重要であることから、アセスメントの充実も記載してはいかがでしょうか。また、「障害のある人本人の意向を尊重した」の後に、兵庫県が相談支援専門員研修でも多用している「本人中心支援の」を追記して、「障害のある人の意向を尊重した本人中心支援の」にしてはいかがでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、「本人の意向」をわかりやすく示すため、下記のとおり修正いたします。</p> <p>≪修正前≫ (省 略)…計画相談支援におけるモニタリングを充実させ、障がいのある人本人の意向を尊重したサービス等利用計画を策定することで、着実に成長できる相談支援を推進します。</p> <p>≪修正後≫ (省 略)…計画相談支援におけるモニタリング及びアセスメントが充実されるように、相談支援専門員が障がいのある人自身の意向を尊重した、本人中心の支援のサービス等利用計画を策定し、障がいのある人が着実に成長できる相談支援体制を推進します。</p>

「加古川市障がい者基本計画、第7期加古川市障害福祉計画、第3期加古川市障害児福祉計画(素案)」
に係るパブリックコメント実施結果

資料2

No.	該当箇所	頁	修正の有無	内容	市の考え方
第2章 基本計画					
(2)地域生活の充実					
10	①相談支援の充実	14	有	「相談員」という語句が出てきますが、これは身体障害者福祉法等に規定されている身体障害者相談員等を指すのか、または、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員を指すのかどちらでしょうか。内容的に、加古川市の場合、ピアサポーターと同列にするなら委託している身体障害者相談員等のような気がしますが、相談員の確保と専門性の向上の部分は相談支援専門員のことかと思われます。14ページの「相談員」がすべて相談支援専門員を指すなら、「相談支援専門員」と記載したほうが良いように思います。	ご指摘のとおり、「相談員」とのみ記載している箇所については、すべて「相談支援専門員」にあたりますので、下記のとおり修正いたします。 <<修正前>> ○相談員の確保と専門性の向上 障がいのある人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、相談者が相談したい内容を正確に把握し、また、相談者が効果的な助言を得られるよう、相談員が行う支援への指導の強化や情報交換会の開催、研修会の開催情報の周知などを行い、相談員の確保と専門性の向上を図ります。 <<修正後>> ○相談支援専門員の確保と専門性の向上 障がいのある人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、相談者が相談したい内容を正確に把握し、また、相談者が効果的な助言を得られるよう、相談支援専門員が行う支援への指導の強化や情報交換会の開催、研修会の開催情報の周知などを行い、相談支援専門員の確保と専門性の向上を図ります。
11	②コミュニケーション支援の充実	15	無	手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例のことが書かれていますが、コミュニケーション手段としての手話の普及と、手話は言語であるという理解の促進(障がいのある人に対する理解の促進)は分けて記載したほうがいいのではないのでしょうか。	「手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例」は、手話も含め障害の特性に応じたコミュニケーション手段を普及させ、市民がお互いに理解し合い、共生する社会を実現することを目的としています。コミュニケーション手段としての手話の普及と、手話が言語であることへの理解の促進について、当事者の意見も聞きながら、一体的に取組を検討していきます。

「加古川市障がい者基本計画、第7期加古川市障害福祉計画、第3期加古川市障害児福祉計画(素案)」
に係るパブリックコメント実施結果

資料2

No.	該当箇所	頁	修正の有無	内容	市の考え方
第2章 基本計画					
(3)教育・余暇の充実					
12	②文化芸術・スポーツなどの余暇活動の充実	21	有	障がい者の文化芸術活動の記載については、市が行っている「ふれあい作品展」の実施だけでなく、団体が実施している「障がいのある人たちの余暇の芸術家展」への共催を含め「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づいた施策を進めていくことを記載してはいかがでしょうか。	ご指摘のとおり、取組は「ふれあい作品展」の開催だけではないため、取組とその内容を下記のとおり修正いたします。 <<修正前>> (省略)… 障害のある人が日頃の趣味・学習活動の中から創作した作品を展示する「ふれあい作品展」を開催します。 <<修正後>> (省略)… 障害のある人が日頃の趣味・学習活動の中から創作した作品を展示する「ふれあい作品展」を開催するなど、発表する機会の充実を図ります。
(5)快適に暮らせるまちづくりの推進					
13	①バリアフリーの推進	28	無	河川敷でのイベントが増えている中、車いすで行くことも現地でも困難なことが多い。車いすだけではなくベビーカーやシニアカーも同じであり、歩行が困難な人には不便な場所である。研修や改修の際は当事者の意見を必ず聞き体験してもらいながら進めてほしい。	お寄せいただいたご意見は、事業を実施する中における内容となるため、今後の事業実施にあたっての参考とさせていただきます。
(6)安全安心の推進					
14	①権利擁護の推進	31	有	【施策】の3つ目の○支援機関の周知で、兵庫県障害者権利擁護センターの次の成年後見支援センターと障がい者虐待防止センターは「市」を入れた方がいいと思います。前回の計画では「市」が入っています。	ご指摘のとおり、「加古川市成年後見支援センター」及び「加古川市障がい者虐待防止センター」に修正いたします。
15	②災害時など緊急時の支援の強化	32	有	【現状と課題】の2つ目には、「個別避難計画」については、作成状況と課題についての記載も必要ではないでしょうか。また、【施策】の3つ目の最後のところ、「個別支援計画」と記載されていますが、「個別避難計画」とは別のものでしょうか。	「個別避難計画」の作成状況と課題についてですが、「障がい者基本計画」として、施策の基本的な計画を整理した部分であることから詳細については記載しておりません。 「個別支援計画」については、ご指摘のとおり、「個別避難計画」に修正いたします。

「加古川市障がい者基本計画、第7期加古川市障害福祉計画、第3期加古川市障害児福祉計画(素案)」
に係るパブリックコメント実施結果

資料2

No.	該当箇所	頁	修正の有無	内容	市の考え方
第2章 基本計画					
(6)安全安心の推進					
16	②災害時など緊急時の支援の強化	32	無	<p>市民アンケートの間45で災害時避難等について、避難できない、わからない、の割合が多いが、災害時個別避難計画を含めて対策は行われているのか。</p> <p>災害時個別避難計画の周知はどのようにされているのか。</p> <p>個人や町内会に任せるのではなく対策を早急に行ってほしい。また、福祉避難所が33施設あるというがどこなのか分からない。</p>	<p>「避難行動要支援者支援制度」や「個別避難計画」の周知啓発については、防災出前講座や、町内会、福祉専門職等の活動の場に向くなど、機会を捉えて行っており、また、自主防災組織等や福祉専門職とも連携し、日頃の備えと防災意識の啓発に努めています。</p> <p>第2章障がい者基本計画(6)安全安心の推進②災害時などの緊急時の支援の強化(32ページ)に記載しておりますとおり、引き続き周知と普及に取り組みとともに、個別避難計画の策定を進めてまいります。</p> <p>なお、地域防災計画では、福祉避難所を一般の避難所では生活が困難な要支援者を受け入れる二次的な避難所として位置付け、福祉施設等に開設・運営の協力を求めているところです。福祉避難所の33施設は、地域防災計画の一部として市ホームページにおいて掲載しているところですが、今後は施設管理者等関係者とも協議し、効果的な周知方法を検討してまいります。</p>
第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画					
3 障害福祉サービスの活動指標(見込量)とその確保のための方策					
17	(1)訪問系	39 40	無	<p>市民アンケート問31で重度訪問利用の希望者は増加しているが、使用している人は少ないのはなぜか。利用希望は来ているのか。利用できない理由があるのか。</p> <p>地域生活への移行、自立した生活への支援を進めるにあたり訪問介護の受給時間数は増加していくことは明確である中、毎年1人増える・月の時間数の平均が285時間であることの理由はなにか。</p> <p>希望される時間数は支給されているのか。</p> <p>重度訪問利用者は見守りを含め長時間の介護を必要とする。285時間では1日平均9時間となり、デイ等に行っていたとしてもそれ以外の時間は家族の介護や1人であることになるのではないか。</p>	<p>重度訪問介護については、年間数人の利用希望者がおり、市の障害福祉サービス支給決定基準に基づき、支給量(時間数)も含めた支給決定を行っています。また、個々の障がい者の事情により、支給決定基準以上の支給量が必要な方については、加古川市自立支援給付審査会に諮った上で、支給決定を行っています。</p> <p>なお、重度訪問介護の見込量(人数、時間数)については、近年の実績をもとに算定しております。利用者実績については増減がありますが、地域生活への移行、障がいのある人の地域生活を支えるうえで、訪問系サービスが中心的役割を担うと考えられるため、1人/年の増加と見込んでいます。</p>

「加古川市障がい者基本計画、第7期加古川市障害福祉計画、第3期加古川市障害児福祉計画(素案)」
に係るパブリックコメント実施結果

資料2

No.	該当箇所	頁	修正の有無	内容	市の考え方
4 地域生活支援事業の活動指標(見込量)とその確保のための方策					
18	(7)日常生活用具給付等事業	57 58	無	日常生活用具の給付内のおむつ給付について、トイレは一部介助と全介助で3割以上いる。意思疎通が困難である人もいる中でおむつの使用の人は多いはずである。給付対象者の枠が狭すぎるのではないか。	日常生活用具の対象品目及び給付対象者については、国から示された告示(厚生労働省告示第529号)における参考例をもとに、各自治体にて定めております。 「〇見込量確保のための方策」に記載しておりますように、引き続き日常生活用具の情報収集や利用者のニーズを把握し、必要に応じ、給付対象品目の追加や給付対象者要件の見直しを行うなど事業のさらなる充実に努めます。